

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 平成26年12月1日(月) 9時56分開会
12時06分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 牟田学委員長、出口徹裕副委員長、仮屋園一徳委員、
牛之濱由美委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、
山田勝委員、濱之上大成委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也
- 6 説明員
- | | |
|--------------|--------------|
| ・総務課 | ・市民環境課 |
| 課長 内園 由幸 君 | 課長 馬見塚啓一 君 |
| 課長補佐 中野 貴文 君 | 課長補佐 石澤 正志 君 |
| 係長 前田 敏 君 | 係長 平田寿美子 君 |
| ・総務課消防係 | ・財政課 |
| 参事 上野 正順 君 | 課長 山下 友治 君 |
| 係長 堀切 潤一 君 | 課長補佐 児玉 秀則 君 |
| ・企画調整課 | |
| 課長 山元 正彦 君 | |
| 係長 池田 英人 君 | |
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議に付した事件
- ・議案第50号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第51号 阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第53号 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)
 - ・議案第61号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第63号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第7号)
 - ・所管事務調査
- 9 議事の経過概要
別紙のとおり

審査の経過概要

総務文教委員長(牟田学委員)

おはようございます。ただいまから総務文教委員会を開会します。本定例会で付託になった案件は、議案第50号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)、議案第61号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第7号)以上議案6件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程は、本日からあすまでの2日間とすることに異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認め、本日からあすまでの2日間といたします。

なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、本定例会で付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ここでお諮りいたします。

議案第57号のうち、人事異動による人件費の補正、及び人事院勧告に準じた改正に伴う補正予算だけの所管課については、出席を求めず、説明及び質疑については、省略することとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認め、そのように決しました。それでは、ただいま配布しております日程表のうち、監査事務局、選挙管理委員会事務局、税務課、生涯学習課、学校給食センターについて出席は求めないことといたしますのでよろしくお願い申し上げます。

よって、総務課、総務消防係、議会事務局、企画調整課、市民環境課、教育総務課、財政課の順となります。

また、議案第63号について、説明及び質疑については総務課で一括して審議し、その他の課についての質疑については省略することとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認め、そのように決しました。それでは、議会事務局、教育総務課については出席を求めないことといたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 議案第50号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務課入室)

それでは、議案第50号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

それでは議案第50号について一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。先日の本会議での補足説明でも申し上げましたが、今回の条例改正は人事院及び鹿児島県人事委員会の勧告に準じ、一般職の職員の月例給及び期末勤勉手当いわゆるボーナスを7年ぶりに引き上げようとするものでございます。

今年の勧告の主な内容は若年層に重点を置きながら給料表の水準を平均0.3%引き上げ、

本年4月にさかのぼり適用するとともに、一般職の職員の勤勉手当を年間0.15月分増額するものであります。

また、勧告では平成27年度以降の給与制度の総合的な見直しについてもふれられておりますが、今回は平成26年度の改正分と、それに伴う27年度以降の勤勉手当率の改正について提案をするものでございます。

それでは、主な改正内容について、御説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。議案書第1条の第11条の5第1項の改正は、人事評価の評価期間を基準日以前6か月以内の期間から規則で定める期間に改めようとするものであります。

これは現在、本市では1月から6月までと7月から12月までの2回に分けて行っている人事評価を、国家公務員の運用に準じて4月から9月までと10月から翌年3月までの期間へ変更して実施するため、規則で定めようとするものであります。

同条第2項中100分の67.5を100分の82.5に改めるのは、人事院勧告等に準じまして、本年12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げて支給しようとするものであり、これにより年間のボーナス支給月数は現行3.95月分から4.1月分となります。

次に、附則第11項中100分の1.0125を100分の1.2375に改めるのは、給料表6級で55歳以上の管理職の職員の給料については、現在100分の1.5の減額措置がとられているところでございますが、今回の勤勉手当率のアップに伴い、その給料減額措置分を反映させるために、勤勉手当の減額率を増加させるものであります。

また、別表第1の一般行政職給料表及び別表第2の医療職給料表を26年4月1日に遡及して改正しようとするものであります。

このうち、一般行政職給料表の改正では、若年層に重点を置き、平均で0.3%引上げるもので、初級高卒の初任給を現行の140,100円から142,100円に2,000円引上げ、一方、3級以上の高位号給にあっては、これを引上げることなく据置くものであります。

次に、議案書12ページの第2条については、27年度以降の勤勉手当の支給率を、今年度の引き上げ分を6月期と12月期に均等に配分して支給するため100分の75に改めるものであり、附則第11項中の改正は、先ほど御説明いたしました、給料表6級で55歳以上の管理職について、現在行われている給料減額措置を反映させるために率の変更を行うものであります。

なお、附則について、第1条では、本条例を公布の日から施行することとし、本文第2条の規定は平成27年度から適用することとするものです。同条第2項では、給料表を平成26年4月に遡って適用すること等を規定いたしました。附則第2条では、異動等により給料額の調整が権衡上必要な場合に、調整ができる旨定めたもので、同第3条では、条例の改正前に支払われた給与について、改正後の条例により支払われる給与の内払いとみなすことを規定いたしました。附則第4条では、その他必要な事項については、規則で定めることとしたものです。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

給料の改定ということですが、今まで引き下げ、これ世の中の流れ的にそういったようなことであったんですが、業務量的にですね、やはりどんどん多くなってきているのかどうか、予算上とかですね、ついてきているのはわかるんですけど、やはり業務量が多くなってきているのに、例えば給料は安いとかというのはですね、これまでどおりというわけにはいかないと思うんですが、その辺りわかっていたら教えてください。

内園総務課長

業務量のお話でございますが、従前といたしますか、パソコン等導入された当初、もう20年くらいたつんですかね、パソコンとかワープロ、そういった部分の時代からしたら効率的

な一定のそういったパソコン等の導入で、新しいものの形態に流れが変わってきたなど思われるものがあります。それにまた新たな事業等がそれ以外に出てくるということで、取り組んでいる特別なものがなくなるというのも一部にはあるんですが、なくなるのよりも新たな形の業務というのが増えてきているのは、これは阿久根市に限らず全国的な流れかなというふうに感じております。

出口徹裕委員

本会議の中でも私は阿久根市の中で比べるのはなかなか難しいとは思ってはいるんですけど、鹿児島県下でこういうふうな引き上げがあったりとかする場合はね、一応確認は一般企業がどうなんだろうというところを確認しながらになってはくるかとは思いますが、その辺りの傾向的にはどういったようにとらえられていますか。

内園総務課長

業種の形態とか今回の人勧に触れられる部分での、ということでの回答でさしていただきますと、今回、従来が国の人事院勧告に準じという形だったんですが、今回説明でも御提案さしていただいているとおり、鹿児島県の人事委員会ということで鹿児島県の動向等も500人以上とか、以下とか、50人以上の規模のところでの給与の形態とか、賃金労働条件そういった部分も鹿児島県の人事委員のほうで取りまとめているので、そちらの数字を参考にさしていただいているところでございます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第50号について、審査を一時中止し、次に、議案第57号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

○議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第6号のうち、総務課所管について御説明いたします。御承知のとおり、人件費にかかわる予算につきましては、総務課で一括して処理を行っておりますが、ここでは、職員給与にかかわります総括的なことについて説明させていただきます。それでは、予算書の13ページをお開きください。

初めに、今回の補正予算のうち人件費につきましては、議会費を初め、その下の総務管理費など、それぞれの目におきまして、職員給与にかかわる補正額を計上いたしましたものでございます。職員給与につきましては、目ごとの説明は省略をさせていただき、一括して主な内容について御説明させていただきます。

まず、今回の補正の主な理由であります。2節給料から4節共済費までは、人事異動による人件費の補正並びに人事院勧告等に準じ平成26年度の改正分を実施し、流用後の額と最終決算見込額との差額分を予算計上したものであります。人事院勧告等の主な内容につきましては、本会議においても御説明しましたとおり、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら本年4月に遡り給料表の水準を0.3%引上げて改定し、勤勉手当の支給月数を、現行年間3.95月を0.15月分引上げ、4.10月にするものであります。給料につきましては、職員の任意退職分や派遣等に伴う不用額の減額補正を行うとともに、各会計間の異動にともなう過不足分額を調整し、期末勤勉手当、その他手当及び共済費について調整を行い、総合事務組合負担金いわゆる退職手当分につきましても、給料総額の減額に伴う負担金の減額を行ったものであります。

今回の補正では、12月支給分までの必要額に充てるため、各目内で流用を行っており、それぞれの費目においては増額、あるいは減額となっておりますが、最終的な全体見込額は、

当初予算額と比較して減額となるものであります。23ページをお願いいたします。給与費
明細書の補正であります。2の一般職(1)総括では、上段が今回の補正後の額であり、下段が
補正前で当初予算額になります。給与費のうち、給料につきましては、補正後が6億1,3
63万2千円で、209万3千円の減額となっております。これは、人事異動等による過不
足額分とこの間の流用額、あわせて人事院勧告等に準じて給料表の改定を行った分を調整し、
結果として予算上では給料が209万3千円、不用となる見込みであり、当該額を減額補正
しようとするものであります。同様に、退職手当負担金の減額分326万円を含めたその他
手当が193万9千円の減、共済費が46万9千円の減となり、一般会計の補正額は合計で
450万1千円の減額になります。なお、全会計を通した補正額は、給料は331万3千円
の減、期末勤勉手当を含めたその他手当が169万7千円の減、共済費が74万3千円の減、
児童手当が103万2千円の増額となり、全体としては合計で472万1千円の減額となり
ます。

人事院勧告等に基づく改定による影響額は、全会計においては、給料が約256万円、期
末勤勉手当が約1,273万円、共済費等が303万円の合計1,832万円の増額となり
ますが、当初予算編成後における職員の退職や派遣等により不用額が生じたため、総体的
には減額となったものであります。これにより、3役を除きまして退職手当負担金及び児童手
当を除く、平成26年度の職員の人件費決算見込総額は、当初予算の12億8,366万4
千円から、662万2千円減額の12億7,704万2千円となる見込みであります。

次に補正予算書の13ページをお開きください。

2款総務費1項1目一般管理費の27節公課費の補正額466万2千円につきましては、
測量士や建築士などに支払われている委託料について、従来から源泉徴収漏れの事例が見ら
れるとして、所管税務署から平成26年8月22日付けで、源泉所得税等の自己点検につい
て調査依頼がございまして、これに基づき、過去に市が発注した委託業務のうち、個人経営
の測量士や建築士などに対し支払った委託料について調査を行った結果、源泉徴収漏れが見
つかったものでございます。所得税法第204条に基づき、同条第1項第2項に規定する土
地家屋調査士、測量士、建築士等の業務に関する報酬、料金については、従来より、支払い
先が個人事業主の場合、その額に応じて所得税を徴収し、源泉徴収義務者が国に納付するこ
ととされているところでございます。

今回、徴収漏れが発生した原因としては、これらの事業者に対する支払いの多くが測量業
務委託や設計業務委託の名目で事業契約がなされ、支払いが行われていることから、報酬や
謝金と異なり、職員が支払いの際に源泉徴収をしなければならないということを認識してい
なかつたために発生したものでございます。これらの経緯を踏まえ、源泉徴収に係る所得税
及び復興特別所得税の徴収漏れに係る税額相当額を納税義務者に代わり、源泉徴収義務者で
ある阿久根市が所管の税務署に納税し、同額を当該納税義務者から阿久根市に納付してい
ただくよう対象事業主の方から理解を得られたところでございまして、今回、本税額、延滞税
額、不納付加算税額の合計額を予算計上したものでございます。

なお、延滞税額及び不納付加算税額につきましては、源泉徴収義務者である阿久根市に瑕
疵があることから、各納税義務者の方が阿久根市に納付いただく場合は、本税のみ納付いた
だくこととなります。この間の不適切な事務処理につきまして、ご迷惑をおかけいたしま
した事業主の方はもとより、市民各位にお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めるため、
庶務担当者会議等の説明会のたびごとに職員への周知徹底を図っていく所存であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

13ページの2款1項1目の先ほどありました源泉徴収のことですが、今年度においては
昨年度までということだと思ふんですが、今年度分は一緒に処理されているのかどうか。

内園総務課長

基本的には昨年度分の分を調査依頼がありまして、その昨年度までの調査について不備な処理等があった分につきましては5年さかのぼるといふことと、本年4月から9月、調査が9月末日でしたので、本年4月から9月末日もあわせて調査対象となったところでございます。

出口徹裕委員

ということは本年分については同じく、そういうのがあった事例はまた返してもらって、現在払っているのかどうなのかちょっとわからないんですけど、同じように処理していくということでよろしいのでしょうか。

内園総務課長

本年度分についてはまだ年度が未了しておりませんので、年度内での、現年度での処理が可能ということで対応しているところでございます。すでに大きな金額で支払いが終わった分はなかったですので、ということで大きな支払いのあった分が幸い現年度、現時点で調査段階でなかったということで現年度分での処理が可能であったということでございます。

出口徹裕委員

給料で先ほどのやつとちょっと絡んでしまうので、聞き忘れがあったので一緒に聞いておきたいんですが、人件費のところですね、職員の給料というのはわかるんですけども、例えば嘱託職員とかですね、今後職員の若年層と言われる方、給料が低い方ですね、した場合に嘱託職員の今後は上げていく方向的になるのかどうなのかちょっと気にはなっているんですけど、そこらがありましたら教えていただきたいです。

内園総務課長

今、御質問がありましたとおり、今回の説明の中でも言っているんですが、職員の段階でもその若年層ということで、採用された職員が一番高く2,000円、それから3級、4級の号給の高号給までに徐々に少なくなってきて、50代の3級、4級のところで昇給がゼロというような形になりますので、2,000円ということなんですが、上げた部分についても、2,000円でも上げたのであれば、各嘱託、臨時職員等の賃金についても県下の状況を見ながらですね、今いろんな形で県下の嘱託、臨時職員等の賃金等についても、賃金を含めた労働条件等のいろんな情報交換というの県内で行っていますので、そこら辺の県内の状況を見ながら今後、判断をしていきたいなと考えております。

出口徹裕委員

ぜひですね、そういうふうな形で、今まで減り続けているということであれば、景気がある程度よくなってきたというところで、嘱託職員の方もですね、やっぱり一生懸命されているわけで、そこらについてはほかが上がなくても阿久根市だけでもその前向きにですね、やはり能力のある方はどんどん上げていってあげると、公務員だけ上がって、私たちはもう仕事はふえているのに変わらないという批判が出ないようには考えていただきたいなと思います。以上です。

岩崎健二委員

55歳以上の昇給の関係でお尋ねしますが、今までは逆転現象があったということで指摘をしとったんですが、今回の補正によってその逆転現象は解消されるんですかね。

内園総務課長

具体的な部分について資料を課長補佐のほうが持ち合わせていたらそちらで答弁させていただきたいと思うんですが、基本的な考え方としては、おっしゃるとおり55歳の分については人事院勧告で出されていますので、この分についてはやっぱり格差を若年層というか、下位号給との格差を是正するという形で人事院でこの措置がとられていますので、暫定措置として30年4月にこの措置が廃止されるということに今回の人事院勧告で出されていますので、その間はこの格差が全国的にはまだあるよということでの措置だと基本的な考え方ですね、阿久根の分については資料がありましたら補足をさせていただきます。

中野総務課長補佐

今の岩崎委員のお話しでは、その傾斜をもって減額をしているから6級と5級で逆転が生じるんじゃないか、当初予算のときのお話しだと思いますけれども、給料表自体は今回の場合は高位号給の5級、6級については全く額の変化はございません。ですので当初予算時点のままの状況になっているということでございます。高位号給のほうは給料額は変わりません。ただ、勤勉手当のほうだけが影響をすると、期末勤勉手当のほうだけは影響するという話になってきます。

岩崎健二委員

日本の社会ですので当然責任ある方のほうが年収総額が各月は別としてでもですね、高いというのは当たり前のことだと思いますので、この期末勤勉手当を今回アップすることによって、年間総額において少なくとも逆転現象が解消されるのかどうか、そこまではまだ至らないのかということなんですかね。

中野総務課長補佐

総額の具体的な額の資料を持ち合わせていませんけれども、当初予算の時には給料額でもっての議論がなされたと思います。総報酬額においては期末勤勉手当のところではいわゆる傾斜を付けての課長職には今12%ですかね、1.12の率をかけての額を算出するという算出方法があります。その部分が下位号給の人たちは10%なり、8%なりというふうになっていますので、期末勤勉、賞与の部分については逆転はおこっていないというふうに推察はするところです。総額報酬においても今度は期末勤勉のところには扶養手当とかほかのフラグが入ってきますので、なかなかそこを一律に比べることはできないんですけども、実際のところは期末勤勉を計算するときには減額前の給料で計算をしていきますので、あまりその総額報酬のところでは条件を一致に、一つにすれば逆転は起こっていないんじゃないかというふうに推察するところです。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

[岩崎健二委員「はい」と発言あり。]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号について、審査を一時中止し、次に、議案第61号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

○議案第61号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第61号、市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。今回の改正は、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長及び議員の期末手当の支給割合について改正を行うものでございます。改正の内容は、本会議での補足説明の繰り返しになりますが、各特別職等の期末手当を年間0.15月分引上げ、現行の年間2.95月分から年間3.1月分にしようとするものであります。第1条において、市長等の給与に関する条例第2条第5項に規定している期末手当のうち、本年12月に支給する期末手当の支給率を100分の15引き上げ、現行100分の155から100分の170にするものであります。次に、第2条において、平成27年度以降の期末手当の支給率を、今年度の引き上げ分0.15月分を6月期と12月期に0.075月分ずつ均等に配分し支給するため、6月に支給する場合は、現行の100分の140から100分の147.5に、12月に支給する場合は、現行の100分の170から100分の162.5に改めるものであります。第3条及び第4条は教育長の期末手当の改正を、第5条と第6

条は市議会議員の期末手当の改正について規定したものであり、内容は、市長等の給与に関する条例の一部改正と全く同様なものであります。なお、今回の改正により期末手当の支給額が、市長においては年間13万4,400円、副市長が年間10万6,512円、教育長が年間9万8,616円、議長、年間6万3,998円、副議長、年間5万2,500円、委員長、年間4万6,403円、議員、年間4万5,368円それぞれ、増額となるところでございます。以上で補足説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

〔「先ほどとだいたい一緒なのでいいです」と発言する者あり。〕

なければ、議案第61号について、審査を一時中止し、次に、議案第63号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

○議案第63号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第63号、平成26年度一般会計補正予算第7号について、御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。2款総務費1項1目一般管理費3節職員手当等の24万1千円及び4節共済費の4万3千円の増額は、議案第61号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程に伴いまして市長及び副市長の期末手当及び共済組合負担金について増額して補正しようとするものでございます。

なお、1款議会費1項1目議会費、10款教育費1項2目事務局費等におきます議員手当等ならびに職員手当等共済手当についてもただいまご説明申し上げました総務費の一般管理費等々同じような内容により期末手当及び共済組合等の負担金について増額補正しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ、議案第63号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
（総務課退室、総務課消防係入室）

○議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第57号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。消防参事の説明を求めます。

上野消防参事

それでは、議案第57号、平成26年度一般会計補正予算（第6号）のうち、総務課消防係所管分について御説明いたします。予算書の20ページをお開きください。9款1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金の879万7千円の減額補正は、阿久根地区消防組合における平成25年度の繰越額の確定に伴い、これを予算計上するほか、給与改定に伴う人件費の調整と、その他の不用見込を減額することにより、消防組合への負担金の調整を行おうとするものであります。主な内容としましては、平成26年度への繰越金として約600万円これを予算計上するほか、人事異動等により人件費の調整として、早期退職者1名分の減額を含め、約482万円を減額し、あわせて人事院勧告等に準じた給与改定に伴う差額分として、約271万円を増額することにより差額分を減額補正しようとする

るものであります。

また、その他の不用見込額の調整として、旅費や委託料のほか負担金補助及び交付金など執行残によるものなど、約66万円について併せて減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

消防参事の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。（総務消防係退室、企画調整課入室）

○ 議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第57号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山元企画調整課長

議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）中、企画調整課所管の事項についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入予算についてご説明いたします。予算書11ページをお開きください。

第14款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金6,012万9千円のうち、電源立地地域対策交付金1,484万8千円は、本年度の交付限度額8,984万7,832円から、当初予算計上額7,500万円を差し引いた額を今回補正計上したものであります。これは、今回の補正予算で計上しております、平成27年度に農道日ノ山線の整備を行うための市有施設整備基金積立1,538万8千円に財源充当するものであります。

次に、公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費4,528万1千円は、今回の補正予算で計上しております、西目地区集会施設に太陽光発電、蓄電池及びLEDを設置するための設計業務委託及び工事に係る費用の財源であります。

次に、予算書12ページをお開きください。15款2項5目出資金返還金2億5,710万円は、北薩広域行政事務組合で管理しております、北薩摩ふるさとづくり基金の廃止に伴い、同基金に属する出資金及び県補助金について、所定の配分率に基づき清算することとされたことから、今回補正計上したものであります。

次に、歳出予算についてご説明いたします。予算書の14ページをお開きください。2款5項1目統計調査総務費の2節給料から4節共済費については、人事異動による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて本年4月にさかのぼり給料表等の改定を行ったことにより、その差額分を予算計上したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

12ページのね、出資金のね返還金なんだけど、2億5,710万、これは阿久根市が出資した金額とね、今回返還された金額としたときにこれはどういうことですか。どれくらいの差があるんですか。

山元企画調整課長

これにつきましては、阿久根市の今まで出資した金額につきましては、2億3,139万円になります。これは、北薩広域の構成団体であります2市1町の合計出資金9億円になりますけれども、阿久根市の出資割合は25.71%になっているところでございます。

山田勝委員

ということは、これは出資金の果実によっていろいろ事業をするということだったと思う

んだよな、当初はね。そういうことで、出資金プラス果実の分については結局ほとんど何もせんやったで、利子が戻ってきたちゅうことやな。

山元企画調整課長

今回、返還を受ける金額につきましては、ただいま申し上げました市が出資しております出資金の2億3,139万円とあわせまして、県から広域が補助金を受けておりますがこの金額が合計1億円でございます。この2市1町の出資金9億円と県からの補助金1億円をあわせた10億円を市の出資割合でございます25.71%で配分した金額ということで2億5,710万円という金額になっているところでございます。

なお、この基金の果実につきましては、これまでさまざまな北薩広域行政事務組合のほうからの各構成自治体が実施します事業ですとか、地域で行っております協議会等への負担金、こういったものに基金についてはこれまで活用されてきているということでございます。

[発言する者あり]

出口徹裕委員

11ページの14款2項1目の公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費がついているわけですが、課長のほうには1回お聞きしたんですけど、この元々市長の答弁の中でのいろいろなところをほかに検討できなかったのかということでも金額的な折り合いでこの場所を選定しましたということだったんですけど、この要求した金額っていうのを聞いたときに、根拠が明確ではなかったんですけど、今でもまだ何キロぐらいとかっていうのは想定せずにこういったようになったのか再度お尋ねしたいんですけど。

山元企画調整課長

この事業につきましては、災害時における避難所、あるいは災害拠点施設への再生可能エネルギーの導入ということなんですけれども、あわせまして電源が途絶えた場合等に備えて最低限必要な電力を確保するということが条件に付けられているところです。そういう条件の中で今回西目地区について検討を今している段階なんですけれども、所管としては農政課の所管になるんですけれども、検討内容といたしましては現在15キロワットの太陽光発電を設置という形で検討しているところです。

出口徹裕委員

今年度だけの見通しなのか、少なくともあと何年か見込まれているのか、そうした場合には今年度はこの予算なんですけれども、ほかに防犯灯とかにですね、最近困って公民館のほうからもあるんですけれども、そこらについても適用していける事業なのかちょっと教えてください。

山元企画調整課長

この事業につきましては、県の基金を活用して行われる事業でありまして、事業期間としては、平成26年度から28年度までの3年間ということになっているところです。今後の事業の見通しについてなんですけれども、LED灯の設置については3分の2ということなんですけど、それ以外の再生可能エネルギーの設置につきましては10分の10ということで比較的条件がいい事業ということで、県の予算としても非常に限られているということでありまして、その中で市としても今後引き続き避難施設、あるいは防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入ということでこの事業の活用につきましては県のほうに相談して参りたいというふうに考えているところです。なお、お尋ねのございました防犯灯への活用なんですけれども、これにつきましてはこの事業におきましては、再生可能エネルギーに付随するものとして、再生可能エネルギーですとか、蓄電池を併設しましたLEDの街路灯ですとか、そういったものについて、なおかつ避難所に通じる道路に設置されるものについては補助対象には含まれているところです。

岩崎健二委員

この金額なんですけど、4,528万1千円という金額のこれが限度だったのか、15キロということで想定したのでこの金額になったのか、例えば今15キロでなくてこの前の本会

議でもありましたが、市庁舎にしたときに30キロ乗せられると仮定したときにですね、30キロを市庁舎にするのでこの倍、あるいは9千万の補助申請ができたのかそこらはどうですかね。

山元企画調整課長

今回は県のほうから話がありました段階では4千万円くらいということでの金額の中でということだったものですから、その可能な事業ということで検討したところで西目地区の集会施設への設置という形で計上させていただいたところです。

岩崎健二委員

そうなりますとですね、来年度27年度予算に向けてこの非常にいい10分の10の補助金であればですね、先ほど出口委員のほうからありましたとおり、そういう防犯灯、あるいは市庁舎をやるというようなことで、今で見積もりをして1億円ででも予算要求はできるものなのか、そこらはいかがですか。

山元企画調整課長

ここにつきましては、何分、県の予算の枠というのがあるということと、事業の採択におきましては県のほうで検討委員会、事業検討委員会を設けて、そこで事業の優先順位をつけながら採択をされているというようなことも踏まえまして市としては今後なるべく多くの事業に活用できるように相談して参りたいというように考えているところです。

山田勝委員

私はね、時代遅れやっただんどんからん、例えば役所の屋上にソーラーをつくったとするよね、雨降りはどげんなとよ。雨降りは、やっぱり発電すつとや。

山元企画調整課長

再生可能エネルギーの中で今市で検討しているものとしては太陽光発電のパネルの設置というものを考えているんですけども、仮に太陽光パネルを設置ということになりますと雨の日には発電はされませんので、その際は従来通り電力を、通常通りの電源から電力の供給を受けていくという形になると思います。発電ができる間に蓄電池で電力を蓄えるという形になると思います。

山田勝委員

蓄電室に、それとも丸電が蓄電してくれてるの。

山元企画調整課長

今回の西目の改善施設の場合でいきますと太陽光発電施設とあわせて蓄電池のシステムを併設する形になりますので、発電して、発電したものを施設で使いながら余った分については蓄電池に蓄えていくという形になると思います。

山田勝委員

いやわからんこともないんだけどね、あんまりこの原発でもう太陽光発電のことばかり優先してさ、そういう万一の場合を考えたときに今の電気のほうが安心して使えていいなあと思うから、時代遅れやっかかもしれんたつど私は。それはそれでやりながらね、もっと違った形でね企画立案して阿久根市を元気にしてよ。太陽光はちょっと元気になるんでや。どひこ太陽光をやろうとやろまいと阿久根市が充実して元気になることはないんじゃないですか、人口がふえるとか、そういうところでもね一生懸命やって欲しいなあいつも思っているのよ。

総務文教委員長（牟田学委員）

要望でいいですか。

[山田勝委員「もう答えならんでや」と発言あり]

ほかに。

出口徹裕委員

すいません、確認をちょっとしたくてなんですけど、この西目の施設なんですけど、これ今あそこを利用したことないんでなんですけど、例えばガスとかを使ってると思うんですけど、

オール電化になっていくのか、それらの費用も例えば含まれてるのかですね、そこらをお尋ねしたいんですけども。ちょっと企画なんで違うと思いますが、わかっているならば。

山元企画調整課長

わかっている範囲ということで、今回の事業につきましては災害発生した際等を想定して、必要最低限の電力を確保ということが条件になっているものですから、災害等でそこに避難された方々が使うのに必要最低限な照明ですとか、電気製品ですとかそういったものを使うのに必要な容量を確保するだけの電源ということで想定されているものですから、今のところオール電化とかそういったところまではちょっと想定されていないところです。

山田勝委員

例えば西目の構造改善センターにそういう施設をつくれば、もう今ある外から入れる電気は全部切っても構わんくらいの仕組みになっているわけ。

山元企画調整課長

やはり全部をそれで賄えるということではないんですけども、必要最低限の電力を確保するのに必要な分を今回整備をするということですので、発電で生まれた電力については施設で活用するんですけども、足りない分につきましては引き続き電線を通じて通常通りの形で電源を使っていくことも出てくるというふうに思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際、暫時休憩いたします。（企画調整課退室）

（休憩 11:00～11:10）

○ 議案第53号 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（市民環境課入室）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き会を開きます。

次に議案第53号を議題とし、審査に入ります、課長の説明を求めます。

馬見塚市民環境課長

去る11月25日の本会議において、総務文教委員会に付託されました議案第53号、阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、御説明を申し上げます。議案第53号、阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市では、廃棄物及びリサイクルに関する法律等に基づき、阿久根市一般廃棄物収集運搬実施計画を策定し、その計画に基づきリサイクル事業を実施しているところでございますが、再資源化を目的に市民の皆様から出された、紙類、空き缶等のリサイクル品を持ち去る事案が多数、報告されています。しかしながら、現在、この行為を制限する法律がなく、一旦出されたリサイクル品等の所有権については明確にできず、また、その財産価値についても、市場相場により価格は変動し、価値を立証することができない場合もあります。

そこで、本条例を策定し、リサイクルステーションに本条例に基づき警告する看板を掲げることで、所有権が市にあることが明確となり、さらに、再資源化を明記することで財産としての価値が生じることとなります。これによって、リサイクル品等を持ち去る行為は窃盗として明確になることはもちろんのこと、抑止効果も期待できると考えております。なお、市といたしましては、信頼、協働作業によるリサイクル社会の構築が本来の目的であり、行政と市民の皆様と相互に補完した仕組みを構築するため、法的な取り締まりではなく、道徳

的観点から持ち去り等の行動を抑止するために制定するものであるため、罰則規定は設けないこととしました。ただし、先にも述べましたように、また、本会議でもお答えをいたしましたが、本条例制定により所有権、財産的根拠が明確になりますことから、条例違反につきましても罰則は無いものの刑法による窃盗の罪は、問えることとなります。以上で説明を終わります、どうぞよろしくお願いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

事例等が見られるということですが、それは一般の方はなかなか持ち帰らないと思うんですけども、今まであった、報告されている例がありましたらお願いします。

馬見塚市民環境課長

一般の方からの報告ではですね、袋と出す青い袋、赤い袋と袋ごと持っていくということで、せめて袋だけは返して欲しいということとか、清掃業者が収集する前のところで堂々と軽トラに積んでいくという事例で報告が出されております。また区長等からも数件そういう形であるんですが、何とかしてほしいということでありましたが、先に述べましたように特に法的根拠がないことから注意ができないということになっております。

出口徹裕委員

そうやって持って帰られると非常に困るんですけども、リサイクルはですね。そうした場合、例えば市から委託を受けている中で市の業務に関するところで、会社名とかは別に入っていることはないと思うんですけど、そういう関連の方が持ち帰っているというのはないわけですね。

馬見塚市民環境課長

一定のある程度の特定はできているんですけども、事業者関係ではありません。個人のなんといいですか、小遣い稼ぎというようなものでありまして、特に籍にある立場の人間ではないですね、現在のところ報告されている事例は。

[出口徹裕委員「はいわかりました」と発言あり]

仮屋園一徳委員

廃棄物がですね、安ければ持っていく人はいないと思うんですけども、最近の紙とかびん類ですね、金属、そういった単価の変動というのは状況だけでいいんですけど教えてください。

馬見塚市民環境課長

平成20年程度にですね、一番高くありまして、キロあたりの単価がですねアルミ缶にすれば163円ありましたが、その後若干値下がりをしていて現在また持ち直してはいるんですけども、130円に平成25年度はなっております。ちなみに平均にしますと123円というのになりまして、あと段ボールと新聞紙とあるんですけど、大きなものとしましてはですね、これが特に平成20年度と平成25年度を変わりがございまして、段ボールにしますとキロ当たり8.4円、新聞紙等が8.5円ということで特に変動はここ5年間はないみたいです。

[仮屋園一徳委員「了解」と発言あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第53号の審査を一時中止し、次に議案第57号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

○ 議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明を求めます。

馬見塚市民環境課長

それでは引き続き議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第6号のうち、市民環境課所管分についてご説明を致します。

なお、給与等に関する説明については省略させていただきます。また、今回は歳出のみの補正であり、歳入についてはございませんのでよろしくお願いたします。

予算書の17ページをお願いいたします。4款2項2目塵芥処理費の需要費409万8千円の増額ですが、これは、生ごみ堆肥化事業に係る家庭用の収集バケツ及び収集所用の大型収集容器の購入費用であります。平成27年度の当初から事業開始を予定しておりますことから、年明けの1月から事業予定集落において行おうとしている事業説明会にあわせて収集用バケツを配布したいことから、今回補正をお願いするものです。なお、来年度、予定している集落数は19区であり、世帯数としては5,236戸、市全体世帯での割合としては51.3%で、人口比率では49.9%、11,457人が対象となります。なお費用対効果等を勘案しまして、事業実施区域は検討したものであり、事業対象外区域におきましては段ボールコンポスト等を推奨し同様の生ごみ堆肥化にご協力をいただくような事業体制を考えているところであります。

次に6ページをお願いいたします。債務負担行為について御説明を申し上げます。平成27年度当初から事業実施をすることとして、これまでの収集体制の委託業務に生ごみの分別収集を加え、また、粗大ごみの収集、それから犬猫等の死骸処理収集業務、また、市等の公的機関が主催するイベント等の収集業務を加え総合的に実施することとし、その限度額を定めるものであります。それから、生ごみ堆肥化事業につきましては先ほど説明をいたしました平成27年度の事業に係る収集運搬費以外で堆肥化に係る処理費を計上したものであり、予定では、約900トンの生ごみを堆肥化する予定であります。以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

17ページの4款2項2目の生ごみ収集用バケツ等というのがあるんですが、これは当初配るということでは理解をするんですが、今後例えばバケツなのでそんなに頑丈でも何年ものかちょっとわかりませんが、1回配ってあとはまた壊れてきたら購入ということになるのかその辺りの説明をお願いします。

馬見塚市民環境課長

今回モデル事業においてバケツを配布したことから初回においては協力体制を得るということで全ての世帯にバケツを配布しようと考えて事業を実施しております。今後につきましてはですね、一定の耐久性といえますか、そこ何年かは持つだろうと思っておりますが、壊れる場合も想定されますのでそこについてはですね、今後補助をするかそれとも個人の負担にするかというのは早急に年度内に平成26年度内において検討して市長、財政課とも協議を進めたいと考えております。

仮屋園一徳委員

生ごみの堆肥化事業についてですね、この経費のですね、運搬経費と施設経費というのが分かれていると思うんですけど、それは比率はどれくらいになるんですか、債務負担行為の分です、できれば積算根拠も一緒に教えてください。

馬見塚市民環境課長

これの堆肥化の積算根拠につきましてはですね、この堆肥化コンポストを製造した運転経費というのが公に出されております。それを勘案した結果ですね、一定の積算をやったんで

すが、これにつきましては指宿それから志布志、それと水俣とを調査をいたしましたら、最低のラインが13.5円という積算が出ております。すいません13.2円という積算が出ておりました。単位はキロです。高いところにつきましては20数円というのが出ていたが、その13.2円について分析をしましたところ先ほど申し上げました電気、それからいろいろな運転経費を含めたところで人件費、要は、最終的には固定経費というのは出ておりましたが、人件費をどのように見るのかということで検討しました。我々が要請している堆肥化については今仮屋園委員が言われましたように収集運搬経費は入っておりません。収集運搬経費は一般の廃棄物収集のほうに入ってますので単に処理をする過程だけのものがございます。しかしながら我々が依頼する中でバケツの清掃業務があります。それから前日にバケツを配布をする業務を加えております。そこで1円を上乗せしました。14.2円という積算根拠で出されております。その1円の上乗せについては100数万円ですかね、上乗せになっているんですが、その分がバケツが400から500個くらいは洗う、それから前日に配達する業務が週に2回ありますので、その分の賃金ということで割り当てております。そのような積算根拠になっております。

仮屋園一徳委員

そしたらキロ当たりいくらという積算で、内容の見積もり書みたいなのはないわけですか。

馬見塚市民環境課長

見積書は取りまして、見積書がですね13.何円だったと思うんですが、そこについては指宿を参考にしたいということでこちらのほうで指宿であったり、志布志を参考にしたいということで志布志のほうを単価に合わせたところでは。

山田勝委員

いろいろ考えてみとったんですけどね、結局週に生ごみ収集については廃棄物、一般の今までの廃棄物の運搬経費でそれでペイするので別に予算化する必要はないちゅうことですね、それから堆肥化にするその分については、その分については、んならだれがみるかとしたときですよ、誰がみるかとしたときに広域行政事務組合に今まで出しよったその部分が少なくなった部分でみれるとこういうふうには計算できるんですか。

馬見塚市民環境課長

今山田委員がおっしゃるとおりですね、廃棄物に関しましては市町村の責務となっております。出すほうから最終処分をするまでが市町村の責務となっております。ということで我々阿久根市におきましてはですね、焼却よりも堆肥化処理の選択をいたしましたので、当然堆肥化をおこなってそのごみが終結するまでは市の責務ということでやりますので、阿久根市の予算に基づいて堆肥化の処理費は支出をいたします。そこでこれまでおこなっていた燃やすほう、焼却のほうとペイをするかという話になりますけれども、金額的にはですね、現積算根拠、北薩広域行政事務組合の処理費にかかる現積算におきますと、我々が今考えている900トン減量をいたしますと実際は500万程度の支出金が減額されるような計算になっております。しかしながら、仮にと申しますか、もし共通経費等を全部除いたところに減額経費になれば1,500万程度はできるんでありますが、しかしながら共通経費等が加わりますので実際の金額といたしましては、500万程度は来年度の削減になる予定であります。

山田勝委員

清掃費全体の、清掃費全体の予算がね、生ごみをすることで、生ごみの堆肥化することによって今までよりかは500万は浮いてくるんだというそういう根拠で進められて、これはこと阿久根市だけの問題でなくてですね、私は3%くらいのものかと思うんですよ、生ごみを堆肥化することによって、阿久根市のごみの減量はね3%くらいのものかと思うんですが、本当はいくらくらい、何%くらい、本当は燃えるごみのね何%くらいは減できるはずだというふうに思われますか。

馬見塚市民環境課長

環境省、またごみに関するいろいろな調査機関が検討しているところでありますと、だいたい家庭から出るごみ量につきましてはですね、容積的には4割、それから重量的には6割が生ごみだと言われておりますが、今山田委員がおっしゃるとおり、その重量的に6割、また容積4割というのは収集は難しいかと考えてます。今現在モデル事業で行っているのはだいたい30%、今補佐のほうから報告がありましたけど日によっては違うんですが、40%くらいはいけるかなということですが、低くみても30%くらいは減量できるんじゃないかと考えております。

山田勝委員

その焼却施設だからね、今やってる焼却、いや今つくろうとしている焼却施設でしょ、焼却施設の中で仮に60%重量で計算してお金を払うじゃないですか、現実には容積でなくて重量で計算するでしょう。それを60%というけど、仮に50%に持っていける努力をしてですよ、阿久根市が努力をして、そしてその結果が出水市、長島町にも普及すればですね、今回今問題になっている広域行政事務組合がつくる焼却施設についてもね、それなりに規模が変わってくると思うんですよ、これは非常に大事な重要なことだから、こうして時間をかけるんですよ、その付近を例えば60%だけどせめて50%は持っていきたいという一つの目標をつくってですね、やってほしいと思うんですよ。そして、んならできた堆肥はどうするか、できた堆肥は今どうしてるの。

馬見塚市民環境課長

まず、減量（聴取不能）についてですが、阿久根市におきましてはですね、今回の生ごみを含めたリサイクルの再構築ということで、平成27年度以降は40%削減を目指しております。これについては先ほど説明をしました通り、生ごみを取り組むことで成功率と言いますか、完成度は近いものができるものと考えております。それとあわせて生ごみの減量が新焼却場に与える影響についての問題ですが、現在、出水市、阿久根市、長島町において平成27年度まだ当初予算でお願いをするものですが、これに相当な力を注ぐということで2市1町で予算化をお願いして協力体制を整えることとしております。また出水市においても生ごみについて現在のところ市民団体のほうでも進めている事業がございますので、市としても取り組まなければいけないという体制は取りかかっていると聞いております。おっしゃるとおり焼却施設につきましてはですね、今バイオ関係が取りざたされているんですが、確かにもうバイオにつきましては生ごみが大きく左右します。その存在につきましては処理コスト、また処理能力等が左右されますので、その生ごみの行方が大きな影響を与えるということですので、これについては近々の課題といたしまして、私はちょっと立場が違うんですが、処理施設の検討委員会の委員として出席をしております。その委員会の中でも、この前松元委員がおっしゃった15.何%でしたか、回収率ができるかできないかというところで今検討されているんですが、委員会としてもですね、なかなかその15%は難しいというようなところですね、じゃあどこまで下げるかというようなところが今検討委員会でも検討されているところですので、まだはっきりとですね新焼却場の施設規模については見通しが立っていないというような状況であります。

山田勝委員

議会とは違ってね、広域行政事務組合の広域の議会とは違って、理事者の市長の補助員として出席しているわけですからね、事務レベルの会合として今は検討しているわけですよ、事務レベルの会合としてやっているわけですから。これは非常にね、重要な役割を果たしていると思いますよ。しかしながらそういう中で、出水は出水でつくことに突っ走っている。そういう感じを受けるもんですからね、なるべく大きな焼却施設をつくって、何か大きな大きな事業をやろうというふうな感じを受けるもんですからね、しかしながら後年度に負担を強いることになるので、この際なるべく後年度に負担を強いらぬような、人口も減る時代に小さな施設をつくって、小さな経費でやってほしいと思っているので、こういうふうな言ってるんですよ。ですから、この生ごみの堆肥化については積極的に進めて欲しいし、ちょ

っと僕は言わなかったですかね、堆肥はどうしてるのって、できた堆肥は。

馬見塚市民環境課長

堆肥についてはですね、今モデル事業の量が少ないもんですから、出来上がっている堆肥も少なくはですね、この10月分のできた分については生涯学習課がB&G事業でどんぐりの森を育てようという事業がございまして、それに全部使われて、今のところ全くなくて、また11月分がたまるというふうになってるんですが、いろいろと研修に来られたところですね、もうほしい、ほしいという方々が多くてですね、まだとにかく分析とかいろいろあるもんですから待ってくださいという状況で、特に現在のところについては出来上がった堆肥については処分にまだ困るということはありません。予定しておりました番所丘それから栽培センターについての試験的というのも量が集まらないというところになってます。また、この前本会議でもありました、ウニ殻を入れてというのも今検討を進めてというところですよ。

[山田勝委員「はい、了解」と発言あり]

仮屋園一徳委員

今ですね、課長が検討委員会に行ってらっしゃるということで、確認をします。ひとつは機種決定というのは来年の3月くらいまでにとということである程度話がされているのか、それと機種についてちょっと先ほど触れられましたけど、バイオ関係の機種になるのか、焼却になるのか、それと2市1町で生ごみの堆肥化をして、それをしながらということでの機種選定になるのかその辺を今全部を明らかにすることはちょっと適切かなとも思いますけれど、その辺をできる範囲で教えていただければと思います。

馬見塚市民環境課長

検討委員会の件につきましてはですね、この場で返答するのが若干違うような気がするのですが、ちょっと協議会にさせていただければ。

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩に入ります。

（休憩 11：37～11：42）

休憩前に引き続き会を開きます。ほかに。

岩崎健二委員

今の生ごみの阿久根市のモデル事業6地区の実績で最新の情報があつたら累計でもいいので教えてください。

馬見塚市民環境課長

補佐のほうに説明をさせます。

石澤市民環境課長補佐

最新の状況です。11月28日現在、収集回数が17回でございます。合計8,482キログラムの収集量でございます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（市民環境課退室）

ちょっとお諮りをいたします。財政課についてですね、議案第63号について説明及び質疑については総務課で一括して審議をしましたので、財政課については省略してよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり。]

（財政課入室）

○ 議案第51号 阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第51号について審査に入ります。財政課長の説明を求めます。

山下財政課長

議案第51号について御説明申し上げます。地方自治法第234条の3では、債務負担行為の例外として長期継続契約を締結することができることとされております。

そして、これを受けた地方自治法施行令第167条の17では、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすものについて、条例で長期継続契約を定めることができることとされております。これらの規定により、本市においては、平成18年に条例を制定し、運用を行ってきておりますが、現在の条例では対象となる契約が事務用機器等や公用車の借入れ、市が管理する施設の保守等の契約に限定されております。そこで、条例の規定を政令で定める基準に基づいて、包括的な規定に改めようとするものであります。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約について規定するものであります。第1号では、事務用機器その他の物品を借り入れる契約であって商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものとして規則で定めるものを、また、第2号では、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって複数年度にわたり契約を締結することが必要なものとして規則で定めるものを、それぞれ定めるものであります。

具体的には、この条例の要件を充たす契約について規則で定めることとしておりますが、現在の契約に加え、例えば、AEDなどの医療機器の借上げやマイクロバスの運行業務の委託等に係る契約について対象にしてみたいと考えております。

このほか、条例においては必要な規定の改正を行うこととしており、また、附則では施行期日を公布の日からとするほか、所要の経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、質疑につきましては、わたくし、課長補佐又は係長からお答えいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第51号について、審査を一時中止し、次に、議案第57号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

○議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明を求めます。

山下財政課長

議案第57号のうち財政課の所管に属する事項について、御説明申し上げます。13ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。

7目財産管理費の補正額2億7,248万8千円は、25節の積立金であります。このうち、財政調整基金には、北薩広域行政事務組合で管理運用しておりました北薩摩ふるさとづくり基金の清算により同基金への出資金等の返還金2億5,710万円を積み立てるものであり、この積立てにより財政調整基金の平成26年度末の現在高は13億6,455万1千円と見込まれます。また、市有施設整備基金には来年度農道日ノ山線の整備を行うため電源立地地域対策交付金1,538万8千円を積み立てるものであり、この積立てにより市有施設整備基金の平成26年度末の現在高は8億748万9千円と見込まれます。

以上で歳出を終わり次は歳入について御説明申し上げます。11ページにお戻りください。

第9款1項1目地方交付税の補正額3,982万8千円は、普通交付税であり、今回の補正に係る一般財源として充当するため必要な額を措置しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、質疑につきましては、私、課長補佐又は係長からお答えいた

します。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（財政課退室）

以上で各課の審査が終了しましたが、議案第50号から議案第63号までの6件の現地調査について各委員の意見を伺います。

[「必要ありません」と呼ぶ者複数あり。]

それでは必要なしと認め現地調査はしないことに決しました。

現在、委員会では委員間の討議を行うことを決定しております。

この委員間討議の目的は委員会において議案等についての論点を明確にし審議内容について理解を深めることを目的とするもので、議案等に対する賛否の表明や他の委員の意見を否定する場ではなく、委員から出された意見に対して委員間同士、理解を深めるために行うものでありますので特にご留意をお願い申し上げます。

また、委員間討議の時期につきましては質疑のあと討論の前となります。

したがって、委員間討議については各議案の審査終了後、討議、討論、採決という順に行いますのでご了承願います。

○ 議案第50号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第50号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。討議はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第50号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は可決すべきものと決しました。

○ 議案第51号 阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第51号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。討議はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第51号阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は可決すべきものと決しました。

○議案第53号 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第53号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第53号阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は可決すべきものと決しました。

○議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第57号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第57号平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は可決すべきものと決しました。

○議案第61号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第61号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第61号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は可決すべきものと決しました。

○議案第63号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第63号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第63号平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は可決すべきものと決しました。

○所管事務調査

次に、本委員会の所管事務調査を議題とします。先日、ごみ問題・リサイクルに関して、北薩環境管理組合生ごみ堆肥化施設を調査したところであります。

ここで、もうひとつの調査事項であります行政改革と人件費削減についてを含め、調査の進め方などありましたら、ご意見を伺います。

ここで休憩に入ります。

（休憩 11：55～11：57）

休憩前に引き続き会を開きます。

所管調査について、皆様の御意見を伺います。

岩崎健二委員

ごみ問題については、生ごみの収集運搬を実際やっておりますので、そこを朝7時ごろから8時半ごろまでですので、そこらをばやって、いかがでしょうか。

木下孝行委員

所管事務調査に関してはですね、堆肥、生ごみ問題のほうも今堆肥化を進めてうまく進んでいるという状況もあるので、所管事務調査は必要ないのかなというふうに思っております。

行財政のほうもですね、今阿久根市内にも庁舎内に総合窓口ということで機構改革の中でやっておりますので、その点も含めて一応委員会の意見も反映して進めていると、ただ確認を今後はまたしなきゃいかんのだろうと思っておりますので、所管調査としては行く、今回はあきらめたほうがいいと思っております。

山田勝委員

所管調査をほかにどっか先進地視察はあきらめるということやっで。庁舎内とかあるいは学校給食センターの課長職をいらんというのを入れてくれ。

総務文教委員長（牟田学委員）

それではですね、ごみ対策の調査については岩崎委員が言われました、その6区のモデル地区を見ると、それと行政改革については庁舎の1階のフロアをその後どのようになっているのか調査をする。この2点でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

先進地調査はしないということでもいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

はい、わかりました。

それではここでお諮りいたします。

本委員会の所管事務調査については、さらに継続して調査することとし、委員会の開催日は委員長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決しました。開催日が決まりましたら、お知らせいたしますので、よろしくお願いたします。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報特別委員会委員長から当委員会あて阿久根市議会だより原稿の提出依頼がありました。委員の皆様から記載内容等について何かご意見はありませんか。

[「委員長に一任いたします」と呼ぶ者あり]

ただいま、ご意見がありました内容等を踏まえ原稿の記載及び提出については委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、阿久根市議会だより原稿の記載及び提出につきましては委員長に一任されました。ここでお諮りいたします。

ここでお諮りいたします。本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、あすの委員会は休会とし、閉会することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決しました。以上で総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 12時06分)

総務文教委員会委員長 牟田 学